

「社会科学総合辞典」の批判的検討

TAKAHASHI, Hikohiro / 高橋, 彦博

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

40

(号 / Number)

1・2

(開始ページ / Start Page)

93

(終了ページ / End Page)

108

(発行年 / Year)

1993-07

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006706>

『社会科学総合辞典』の批判的検討

高橋彦博

一 マルクス・レーニン主義から科学的社会主義へ

新しく刊行された新日本出版社の『社会科学総合辞典』は、これまで二五年間にわたって「社会科学辞典編集委員会」編として同社から刊行されて来た『社会科学辞典』の第四版と見て良いようである。旧版の刊行年は、『社会科学辞典』（以下『初版』）が一九六七年一月、『新版社会科学辞典』（以下『新版』）が一九七八年九月、『新編社会科学辞典』（以下『新編』）が一九八九年二月であった。今回、一九九二年七月に刊行された『社会科学総合辞典』（以下『総合版』）は、『初版』『新版』『新編』を「基礎」とするものであることが、「刊行のことば」によって明らかにされている。

この社会科学辞典の各版を編集したとされている「社会科学辞典編集委員会」が、どのようなメンバーによって構成されているのか、編集委員会の代表者は誰なのか、個人名は発表されていない。『初版』の「はじめに」によれば「この辞典は、第一線に立つ全国の学者・理論家数百名が執筆し、数十人の編集委員が四年

にわたって討議し、ねりあげた」辞典であるとされている。改版に当たっても「学者・理論家」の協力（『新版』）、あるいは「専門研究者」の協力（『新編』）を得た、と記されている。ただし、『総合版』においては「執筆者」の努力をいただいた、と記されているだけである。

この社会科学辞典シリーズは、マルクス・レーニン主義の初学者のための学習辞典として出発した。その後、研究者をも対象とする辞典となり、『総合版』においては「学習と研究の良きガイド」として編集されたものであることが明記されている。社会科学の研究領域における辞典であることがうたわれるようになっていたのである。

この社会科学の辞典を自認するシリーズにおいて特徴的なのは、始め、マルクス主義、あるいはマルクス・レーニン主義を真の社会科学とする独自の立場が表明されていたのであったが、その後、マルクス・レーニン主義が括弧付きでしか認められなくなり、代わって「科学的社会主義」なる理論体系が社会科学の「ブルジョアの限界」を突破する社会科学であるとする、これもまた独自の

理論的立場の表明がなされるようになってきていることである。

『初版』において、《マルクス・レーニン主義》は科学的共産主義であり、科学的社会主義であり、その理論的核心はプロレタリア革命とプロレタリア独裁にあるとされていた。また、その《マルクス・レーニン主義》によってロシアに社会主義を実現することに成功したとされていた。二五年後の『総合版』において、マルクス・レーニン主義の用語は残されたが括弧付きとなり、それは《科学的社会主義》の一つに過ぎないとされた。しかもその《科学的社会主義》において、体制としての社会主義はまだ地球上に現れていないとされた。《マルクス・レーニン主義》によって一度は現世に顕現した社会主義であったが、《科学的社会主義》によって、再び彼岸の世界に追いやられたのである。(以下《》内は見出し語である。)

マルクス・レーニン主義から科学的社会主義への転化は、理論体系の総称の変化を意味するだけではなく、この社会科学辞典シリーズの二五年間における理論的体系の実質の変遷をも意味するものとなっている。さらに、その変遷は、日本のマルクス主義を指導理念とする社会主義の運動がこの二五年間において経験せざるをえなかった変遷過程のそのままの反映になっている。今回、刊行された『総合版』の主要な項目の幾つかについて、これまでの旧各版における記述との比較検討を試みながら批判的に分析を加える作業は、最近の四分の一世紀における日本のマルクス主義

社会主義運動を概括的に把握する一つの理論作業としての意味を持つてであろう。

二 ソビエト社会主義についての評価替え

今回の『総合版』にこれまでの各版に無かった項目として、《東欧の激変》が登場したのは当然であったと言えよう。ただしここでは、東欧社会主義体制崩壊の原因が、旧ソ連による《スターリン・ブレジネフ型の政治・経済体制》の覇権主義的押し付けと、それを受容し誤りを増幅させた東欧社会主義国の政権党の在り方に求められて終わっている。レーニン主義やマルクス主義の原理的検討を課題とする把握は避けられている。

東欧社会主義やソ連社会主義の体制の総称として《スターリン・ブレジネフ型の政治・経済体制》なる規定がなされているのであるが、この規定からすれば、東欧やソ連の崩壊の原因は、覇権主義、官僚主義、命令主義に求められて終わることになる。そう理解されることによって、レーニン主義やマルクス主義の原理的検討が避けられる理論構造が、今回の『総合版』の総体に貫徹する論理構造となっている。

ところが、一九八九年以降における国家社会主義体制崩壊の事態は、マルクス主義の原理的検討にどのように消極的になったとしても、たとえば、ソビエト権力論というようなレーニン主義の基本命題の検討について避けて通ることを許さない厳しい歴史経

過となっていた。国家社会主義体制の別称であった(ソビエト)は、『初版』では、プロレタリアート独裁の現実形態として位置付けられていた。ソビエト権力は、マルクス・レーニン主義で武装した共産党の指導によってプロレタリア独裁を実現する機関と理解されていた。二五年前、ブルジョア議会制に代わる政治権力形態として『ソビエト』権力は肯定的に評価されていた。

やがて、マルクス・レーニン主義は科学的な社会主義となり、プロレタリアート独裁はプロレタリアート執権となった。そして、今回の『総合版』の『ソビエト』において、ソビエト権力を労働者階級の普遍的な国家形態として一般化することは出来ないとする新たな理解が示された。ブルジョワ議会主義に対置されるのは『人民的議会主義』であった。

これまでソ連型社会主義に与えられていた普遍的意義が否定されたのであるが、その否定は、当然、(十月社会主義革命)の評価についても同様になされることになった。ロシア革命は各国の革命運動に絶大な影響を与えたとする従来の評価は、『総合版』において取り消されることになった。一九一七年のロシア革命には、そして樹立されたソビエト権力には、歴史的な偏りがあつたとされて、その普遍化の誤りが認められている。

ソビエト権力論と共に国家社会主義体制の核心となつて来た理論的命題として、前衛党の理論があつた。(前衛)概念について、それが軍事用語であることを認めつつ、前衛党とは共産党のこと

であるとし、前衛党としての共産党を労働者階級の自覚した先進部隊として歴史的に位置付ける理解が、『初版』以来の『前衛』概念になつていた。前衛党の優越的地位についてのそのような先験的な確認が、これまで、前衛党の自己絶対化の思想的背景となつて来たのであり、東欧やソ連邦における前衛党の国家社会主義体制支配の理論的核心となつていたのであつた。この『前衛』概念も、今回の『総合版』において質的な内容の変化を意味する修正を受けるに至っている。

前衛党の歴史的な位置付けについて、今回の『総合版』においては、控え目ながら基本的な修正が加えられた。『総合版』において『前衛党』とは、日本共産党の場合に限定された理解としてであるが、歴史的な位置付けでなく、ある運動体の主体的自覚であるとして『総合版』の『前衛党』において、日本共産党の規約の前文にある前衛規定は自覚と責任の書き込みであり、日本共産党の前衛としての地位を国民に押し付けるものではない、と説明されている。

前衛概念がある運動体の主観的自覚に過ぎないのであれば、これまでのソ連や中国のように、憲法規定として前衛党を国家中枢に位置付けて来た国家社会主義体制の構造的虚構性が確認されることになる。前衛概念における先験性の排除は、前衛党神話の崩壊を意味している。マルクス・レーニン主義の科学的な社会主義への変遷とは、マルクス・レーニン主義の原理的再検討であり、そ

の質的な転換を意味しているのであった。

ところで、ソビエト権力の評価の返還であるが、この社会科学辞典シリーズの二五年間の経過において、ソビエト権力の位置の相対化は今回の《総合版》において一挙になされたわけではなかった。旧各版において、ソビエト権力は「政治形態の一つ」（《初版》）であり「国家形態の一つ」（《新版》《新編》）であるとする理解が示されていて、その伏線の上に、今回の《総合版》におけるソビエト権力の歴史的相対化がなされているのであった。

ソビエト権力の評価の変遷の裏側にあるのは、《議会主義》なしい《議会制民主主義》の評価の変遷であった。この場合も、議会主義に革命的議会主義が対置され議会進出を革命運動前進の手段とする理解から（《初版》）、《人民的議会主義》による人民の最高機関としての議会という位置付けへの転化があり（《新版》）、さらに議会は人民ではなく国の最高機関とされた上での（《新編》）、今回の《総合版》における《人民的議会主義》の規定であった。一見、《総合版》における《人民的議会主義》の規定は『新編』における人民的議会主義の規定と同一の規程になっているように見受けられるが、《新編》において国会の最高機関性が社会主義日本の段階で表現されるかのように記述されていた部分が、《総合版》において修正されている点に注目しておきたい。

ソビエト権力概念や議会主義概念をめぐる以上のような変遷經過は、マルクスレーニン主義から科学的社会主義への転化に示さ

れる日本の社会主義運動の変質が、一九八九年の国家社会主義体制の崩壊から一挙にもたらされた事態ではないことを示す例となっている。日本の社会主義運動のこの四分の一世紀の歴史においては、国家社会主義体制崩壊を先取りする過程が、必ずしも明示的ではなく、むしろ隠微な形においてではあったが、含まれていたのであった。

三二 一 国共産党論の理論的立場

ソビエト権力論や前衛党論は、今世紀初頭以降のマルクス主義的社会主義の理論や運動の原点として位置付けられて来た。一九八九年以降の状況において、そのソビエト概念が歴史の彼方に追いやられ、前衛党概念も、一九世紀末から二〇世紀初頭におけるインテリゲンツィアの思い込みであることが明らかにされた。それにも関わらず、今回の『総合版』においては、マルクス・レーニン主義や科学的社会主義の理論と運動の総体について原理的で根底的な検討が頑なに拒まれていたのであった。東欧社会主義とソ連の国家社会主義の失敗が、《スターリン・ブレジネフ型の政治・経済体制》の失敗としてしか理解されようとしていないのであった。そこには、今回の『総合版』における特異な理論の展開があるのであった。

『総合版』における《科学的社会主義》の説明をみると、ソ連邦の解体にも関わらず、科学的社会主義の学説は豊かにされつつ

あり、発展の一途を辿っているとされている。しかも、科学的社會主義の運動は日本共産党によって担われて来たし、今後も担われて行くこととされている。この説明において、科学的社會主義の担い手が日本共産党以外に見出されていない点の特徴点となっている。先にも見た通り、科学的社會主義の体制はまだ実現されていないとされ、これから試されるとされているのであるが、体制実現の担い手として想定されているのは、日本共産党だけなのである。そして、注目されるべき点であろうが、『総合版』において、各国共産党の動向は、本文における説明が一切、避けられ、各国共産党の記事は別冊扱いとなっている。〈共産党〉とは、明確に、日本共産党のことであるとされている。《科学的社會主義》の説明に見られるのは、一國社會主義論ならぬ一國共産党論である。つまり、科学的社會主義の名によって、日本共産党の独自の存在意義の確定がなされているのであり、その至上命題からすれば、日本共産党の存在根拠を構成する原理についての根底的検討が認められる余地は無いのであった。

それにも関わらず、一九八九年以降の事態を踏まえた今回の『総合版』であった。多くの原理的事項に関わるマルクス・レーニン主義の、あるいは科学的社會主義の、解釈の仕直しや修正や訂正が、回避出来ない理論課題として、あるいは、事実認識として、『総合版』の各所に露出しているものであった。それは、ソビエトやプロレタリアート独裁の概念についてだけではなかった。

社會主義の完全かつ最終的な勝利としてソ連國家を位置付けるソ連共産党綱領の〈「全人民國家」論〉についても、その誤りがソ連の解体という事実の重みによって承認されざるを得ない。科学的社會主義を唱えることによって、マルクス主義の原理的再検討を避けようとする『総合版』の立脚点は、論理的整合性を欠く理論的立場となっている。その破綻は、つい最近まで〈「全人民國家」論〉と一体化されていた〈社會主義生成期論〉において最も端的に示されるものとなっている。

ソビエト権力やプロレタリアート独裁論や全人民國家論の破産の地点は、社會構成体としての社會主義の存在の可能性を問直す原理的検討が開始される地点となっていた。それはまた、現代社會における社會主義の態様についての斬新な視点からの分析が開始される地点ともなっていた。だが、『総合版』において、そのような地点への立ち戻りには歯止めが掛けられた。歯止めの装置が、『社會主義生成期論』であった。

社會主義を生成期とする一九七七年における日本共産党の議論、すなわち日本共産党の社會主義論としての《社會主義生成期論》は、ソ連や東欧の激変の予見を含むものであったとする確認が『総合版』においてなされている。日本共産党は《東欧の激変》に十分に対応出来る理論的立場をとっていたとされ、そこで、一九八九年以降においても、日本共産党の存在を支えて来た諸理論の原理的再検討が回避されることになる。そのように日本共産党

の立場を正当化する議論としての《社会主義生成期論》であったが、その《社会主義生成期論》の内容において、社会主義の原理についての根本的な捉え直しが今日的な課題とならざるを得ないでいるのであった。

日本共産党の先見性を示すとされる《社会主義生成期論》であったが、この理論は社会主義を国有化と断定する理論として、同時に全人民の国家論を肯定する理論として、登場した経過を持っていた。しかし、登場時の社会主義を国有化で捉える議論は、やがて、質的な修正を受けているのである。

『初版』と『新版』において《社会主義生成期論》はまだ登場せず、そこに、社会主義論としてあったのは、《社会主義的所有》論であり、《社会主義的国有化》論であった。この段階における社会主義的所有を国有化とする理論は、社会主義を生産手段の社会的所有とする規程に直結する古典的な理論であった。社会的所有は、国家的所有と協同組合的所有とでのみ理解されていた。この古典的な理論はまた、『初版』と『新版』において示されていたように、生産手段の国家的所有を全人民的所有に直結する理論ともなっていた。ソ連や東欧の国家社会主義体制の骨格が、丸ごと肯定されていたのである。

《社会主義生成期論》が登場するのは『新編』においてであったが、それでも《社会主義的所有》の基本形態は国家的所有であり、それは全人民的所有のことであるとすると理解が継承されている。

た。《社会主義生成期論》が登場した当初においては、国家的所有を全人民的所有であるとする理解を含みつつ、社会主義とは、基本的には生産手段の国有化であるとする古典的な理論が定説とされていたのであった。

ようやく、『総合版』において、一九八九年以降の事態の承認として、国家社会主義体制に距離を置く視点が見出された。《全人民国家論》と全人民的所有に対する否定的評価がなされた。

全人民国家が誤りであったと明確に規定する『総合版』において、初めて、社会主義的所有は生産の私有を含む《社会的所有》と捉え直され、国有化を一形態とし本来的に多様であると理解される《生産手段の社会化》が、「社会化」そのものの意味において重視されることになった。改めて、大企業に対する《民主的規制》を持つ民主主義革命における重要な意義が強調されることになった。

このように、《社会主義生成期論》は、終始、同質の理論であったのではなく、その前提となる社会主義論を、国有化を軸とする理論から社会化を軸とする理論へ大きく転換させた経過を含んでいるのであった。ここに見出せるのは、明らかに、マルクス主義の原理的理解の修正であった。

そして、ここで確認されるのは、《社会主義生成期論》におけるそのような理論的「大転換」の経過が明らかにされていないことであり、「大転換」の事実が承認されていないことである。この社会科学辞典シリーズにおける改版作業は、理論転換の経過を

不透明なものとしつつ隠微な形で質的転換を進行させる、その意味では一種のイデオロギー操作としての役割を果たしていると思われることが出来るのであった。

四 社会民主主義批判の基盤喪失

今回の『総合版』においては、『社会的所有』論や『民主的規制』論の説明が新しく詳しくなされた。同時に、『経済的民主主義』把握の内容が修正された。かつて、『経済的民主主義』については、『新版』と『新編』において、資本主義経済の基本矛盾を根本的に解決するものではないとされ、基本矛盾の解決には社会主義的変革が必要であると指摘されていた。今回の『総合版』において、『経済的民主主義』は、その限界の指摘ではなく、その持つ可能性の意義が強調される概念となっている。このような『経済的民主主義』についての理論的修正は、企業社会における社会的公正を求める社会的動向への対応であり、国有化論の社会化論への転換を意味する理論転換であった。それは、『社会主義生成期論』とは異なる社会主義論の新たな地平における新展開を指すものとなっている。

新たな社会主義概念として社会化概念を登場させたこの社会科学辞典シリーズであったが、その場合も、その伏線が敷かれていないわけではなかった。『経済的民主主義』概念がそれであった。その持つ限界性の指摘から可能性の指摘への転換の形をとってで

はあるが、国家指導型社会主義の欠陥を衝く新たな社会主義論として、大企業に対する民主的規制の意義がこの社会科学辞典シリーズにおいて早くから認められていた経過に注目しておきたい。『初版』においては民主的改革一般についての評価しか無かったが、『新版』や『新編』においては大企業への民主的規制の評価が登場していた。そして、この理論転換も、明らかに、これまでの彼岸志向としての社会主義論を「大転換」させる試みとなっている。

だが、この「大転換」がこの社会科学辞典のシリーズにおいても転換過程として承認されることは無く、理論的に確定されることも無かった。それは、経済民主主義の承認や確定は、そのまま、科学的社会主義の社会民主主義への屈服、少なくとも合一、を意味するものとなるに違いないからであった。

マルクス・レーニン主義が、あるいは科学的社会主義が、経済民主主義を通じての社会主義という方向を選択したのであれば、その選択は、そのまま今世紀初頭に分離した社会民主主義への里帰りの意味した。それだけに、『総合版』において『社会民主主義』は、これまでの版よりも詳しく批判的に論じられたテーマとなっている。東欧やソ連の社会主義国家の崩壊は社会民主主義を時代の潮流として前面に押し出したのであり、そのような状況からしてもかつてなく詳しい『社会民主主義』論が求められたのであった。そして、この社会科学辞典シリーズの『総合版』に

おける論議の帰結は、社会民主主義美化論の破綻の予告となっていた。問題は、その破綻宣言がどれだけ説得力に富んだ論理構造を示しているかにある。

『総合版』において、社会民主主義に対する破綻宣言の論理は、社会民主主義が生産手段の社会化を放棄しているとする批判、労働者階級の権力樹立という根本課題を曖昧にしているとする批判、などから構成されるものとなっている。だが、このような社会民主主義批判が成立する根拠は無い。まず、生産手段の社会化について見れば、科学的社会主義は、社会科学辞典シリーズの二五年が示しているように、マルクス・レーニン主義の時代からつい最近に至るまで、生産手段の国家所有にこだわる社会主義論であった。社会主義を国有化で捉える理論の教条性が克服されたのは、先にも見た通り、ようやく今回の『総合版』においてのことであった。ところで、社会主義とは国有化であるとする固定観念を第二次大戦後の早い時期に打破していたのは、ほかならぬイギリス労働党でありドイツ社民党であった。生産手段の社会化については、社会民主主義の方が本家本元であったのである。生産手段の社会化を修正主義と批判したところにマルクス・レーニン主義派の運動の存在意義が置かれていたことは、自他共に認める点であつた。

次に、労働者階級の権力論について見れば、科学的社会主義は、社会科学辞典シリーズの二五年が示しているように、マルク

ス・レーニン主義の時代からプロレタリアート独裁権力、人民民主主義権力、全人民の権力、とさまよいながら、結局、議会政治に対抗するソビエト権力を普遍的原理として確認する実験に失敗している。逆に、議会制社会主義としての実験を続けることによって社会党政権の可能性を今日においても有力な政治的選択肢として保持しているのは社会民主主義勢力の側であった。科学的社会主義の側に、社会民主主義の潮流に対し権力論が無いと批判する資格は無いのである。

科学的社会主義は、二〇世紀の殆どを費やした国家社会主義の実験の失敗の結果、ようやく二一世紀直前の時点で民主的改革による社会主義への到達という社会改革の方法に落ち着いたのであるが、その時、社会民主主義に対し批判者として自己を対峙する原理的な場を喪失しているのであった。

ところで、今回の『総合版』において提起された新たな議論として『体制選択論』がある。社会主義国家体制の崩壊を機に登場した現体制美化論、社会主義の実験の失敗論、日本共産党の役割消滅論、等を徹底的に打ち破る議論として『体制選択論』が登場させられている。この新たな議論に、社会民主主義批判の議論としての役割も課せられているのであるが、果たして『体制選択論』は、新たな社会民主主義批判の論理として、有効性を発揮するものとなつていであろうか。

一九八九年以降、劇的な形で露呈した国家社会主義体制の崩壊

は「歴史の終わり」として理解され、「歴史の終わり」の通俗的な解釈は、現代史において自由主義体制の選択が歴史的になされたとする短絡的な資本主義全面勝利論を呼び起こした。また、これも国家社会主義体制の崩壊と短絡した希望的観測である社会主義終焉論が流布し、その結果、マルクス主義の原理的否定と共に共産党組織の存在根拠消失が結論付けられている。

「歴史の終わり」とする捉え方への反発として、科学的社会主義の立場において、現体制への埋没を拒否し日本共産党の役割消滅論を否定する理論構築が自覚されることになった。その課題自覚が《体制選択論》を生み出し、その《体制選択論》の論理が今回の『総合版』の基調になったと見て間違いはないであろう。一ページ半にわたって新たな党史の説明を行った《日本共産党》論に、「社民の時代」論を批判した同じく一ページを越える《社会民主主義》論に、そして、新設の《体制選択論》に、今回の『総合版』における現体制美化論に対峙する地点確保の課題自覚が現われている。だが、『総合版』におけるこの課題自覚それ自体が、国家社会主義体制崩壊の事態に対する短絡反応の枠から出ていなかった。

《体制選択論》と《日本共産党》の二つの項目においては、今世紀を社会主義の実験が失敗した世紀として捉えるのではなく、民主主義と民族自決が大きな流れとなった進歩の世紀であったとする理解が示されている。そして、発達した資本主義国における

民主的改革としての革命の可能性が主張される。さらに、天皇制権力と闘い、アメリカ帝国主義と闘い、社会主義大国の覇権主義と闘って来た日本共産党の存在意義が強調される。こうして、日本共産党の現時点における存在の意義が、ソ連や中国と異なる発達した資本主義国における社会主義を模索する担い手として、はたまた、民主的改革としての革命の担い手として、確認されることになる。《体制選択論》という奇妙な表現は、社会主義崩壊論や資本主義美化論への反駁に留まる議論ではなかった。それは、特に日本共産党の立場と存在の擁護論になっているのであった。

民主的改革による社会主義への到達というコースの選択が、科学的社会主義における国家社会主義体制崩壊事態への対応としてなされたのであるが、その選択が、《体制選択論》や《日本共産党》論へ直結されるところに科学的社会主義の立場からする今日の事態への短絡反応性が鮮明に示されている。民主的改革による社会主義への到達は、資本主義体制と異質の社会主義体制への飛躍を想定しているとは限らないのであり、それは、たとえば、二つの体制の収斂に帰着する場合が理論的にはあるのである。あるいは、民主的改革による社会主義への道の担い手がなぜ共産党を名乗らねばならないのか、そもそも、コミニズムの訳語は共産主義で良いのか、なども問われてしかるべきなのである。特に、今世紀初頭における社会民主主義と共産主義の組織分裂にはたしてどのような意味があったのかについて、今日、改めて検討し直

されるべきであらう。

現体制への埋没を拒否するだけであり、日本共産党の七〇年の歴史を守るだけであつて、同時に、言葉の本来の意味における社会主義すなわちソサイアティ・イズムとしての社会主義を模索する道への乗り出しをも拒否する《体制選択論》は、国家社会主義体制崩壊の時点において、新たな状況展開へ短絡的に反発する拒絶反応であるとしが見なせない。

五 正義の戦争論と朝鮮戦争論の修正

国家社会主義体制の崩壊だけではなく、冷戦構造の解体も、そして、ポスト冷戦状況における湾岸戦争の体験も、今回の『総合版』が対応せざるを得ない新たな状況となっている。《戦争》に関する基本的な理解と歴史的な把握に関して、これまでの各版の規定なり記述について大きな修正がなされたのは、この辞典における冷戦構造の解体と湾岸戦争への対応としてであつた。

マルクス・レーニン主義においては、戦争一般を捉えるのではなく、《正義の戦争・不正義の戦争》と分別して認識する捉え方が公式の理解であつた。『初版』においては、そのような公式の規定が明確になされていた。内乱、反革命勢力に対する武力行使、民族解放戦争、祖国防衛戦争、民族統一のための戦争、などは正義の戦争であり進歩的な意義を持つとされていた。『新版』『新編』においても、『初版』ほどの具体的な把握は避けられている

が、正義の戦争の肯定という理解は、そのまま継承されていた。それが、今回の『総合版』においては、見出し語としての正義の戦争が消去され、『戦争』一般の把握の中で、解放と防衛の戦争をレーニンが正義の戦争と呼んでいた、とする説明に留められている。ここで、正義の言葉が括弧付きとなつて、正義の戦争の概念は取り消されたのであつた。

ところで、『制限主権論』が登場したのは、『新編』においてであり、それは、ソ連の軍事介入正統化の主張として否定的な内容の説明を受けた。次に、『総合版』において、『制限主権論』は、軍事介入合理化の暴論とされ、その完全な破綻が確認された。破綻の確認は、東欧の激変、ワルシャワ条約機構の解体、ソ連共産党の解体、という状況把握からもたらされた認識となつている。『制限主権論』登場と破綻の経過が、一般的な規定としての正義の戦争なる概念が否定された背景にあると見て良いのではなからうか。

一九五〇年の《朝鮮戦争》をアメリカ帝国主義の侵略戦争と捉えるか、朝鮮民主主義人民共和国の民族統一戦争、すなわち正義の戦争と捉えるか、それは現代史における一つの難問とされている。この難問を解明する決定的な資料は、未だ出ていない。朝鮮戦争の発端については、かつての南侵攻説を根拠不明確とすると共に、北側からする武力統一開始説についても、もう一つ、確実な資料が見当たらないところから、慎重な態度をとるのが学問的

な態度になっている。

《朝鮮戦争》を、『初版』は、アメリカ帝国主義の侵略戦争であり、逆に言えば朝鮮人民の民族解放戦争であるとしていた。国境線突破したのは韓国軍であったとする断定が明確になされていた。その把握は、早くも『新版』において修正された。共和国側では祖国解放戦争と呼んでいることが紹介された。国境線を突破したのは韓国軍であったとする認識が取り下げられ、六月二五日に戦争が勃発したと記述されるだけになっている。『新編』において、さらに修正が加えられた。六月二五日に軍事衝突が起き全面的な内戦状態が発生したと記述された。その内戦へ国連軍の名によるアメリカ帝国主義の軍事介入がなされたと記述された。こうして、『総合版』以前の各版において、民族解放戦争規定と韓国軍の三八度線突破説は撤回され、アメリカ帝国主義による侵略戦争とする把握は、内戦に対する軍事介入と改められていた。朝鮮戦争を正義の戦争とする評価は宙に浮かされたのである。

『総合版』は、資料的根拠を明示していないが、朝鮮戦争について新たな事実経過の確定を示す記述となっている。朝鮮戦争は、『総合版』によれば、スターリン、毛沢東の支持を得た金日成による韓国武力解放政策であり、内戦であった。三八度線で軍事行動を押し進めたのは北側なのであった。では、朝鮮戦争は、民族解放戦争として、あるいは内戦として、正義の戦争概念で正当化されるのかというと、その点については言及が避けられている。

『総合版』の段階においては、正義の戦争と不正義の戦争というかつての二分法がもはや採用されていないのであった。先にも見たとおり、正義の戦争なる把握は、レーニンの戦争分析の方法から生まれた表現ではあるが戦争についての概念規定としてそのまま承認されるべきものではない、とされているのであった。

朝鮮戦争は、『制限主権論』がスターリン・ブレジネフ型社会主義の誤りとして否定された理論水準においては、旧ソ連邦のアフガニスタンへの軍事介入と同じく社会主義国による主権侵害であり、社会主義国の他国侵略の例として歴史に刻印されることになるのである。朝鮮戦争の現代史における位置付けは、ベトナム戦争の経過の理論的整理と共に、依然として現代史における一つの難問として残されていると見るべきであろう。『総合版』における《覇権主義》の説明は、スターリンニズムだけでなく金日成主義をもその範疇に収めるものとなっているが、朝鮮戦争を、王朝社会主義がもたらしたヘゲモニズムと規定しても、この難問を解いたことにはならないであろう。覇権概念は、社会帝国主義や社会排外主義と同じように、現象把握の概念ではない。そこでは深部の行動原因についての原理的理論的な分析が回避されている。ここで問われるべきは、マルクス主義国家論の理論枠組における国家主権概念の位置であった。

《正義の戦争》の例を見ても、『朝鮮戦争』の例を見ても、そこにおける語義解釈の変遷は、政治的状況判断、例えば国家社会

主義体制の多元化への対応としてなされている。戦争論の到達水準や、北朝鮮についての史的解明の到達点が視野に収められた形跡は見当たらない。社会主義国家による国家主権侵害の事実や、社会主義国家による国際テロリズム肯定の動向に関する弁明の形をとって、従来の科学的社会主義の概念規定に対する隠微な修正がなされているだけである。状況対応としての修正措置が、この社会科学辞典シリーズにおける語義解釈変遷の一つのパターンであった。

六 人民主権と国民主権の同義語化

社会科学の辞典と銘を打って公刊されて来たこのシリーズの二五年間であったが、この社会科学辞典の歴史において、社会科学の学問的到達水準が明示的に反映された経過を確認することは、極めて困難となっている。たとえば、マックス・ヴェーバーの官僚制概念を一貫して拒否する姿勢がこの辞典においてとられていた。国家の本質については、一貫して国家機構説が採用されていた。国家権力の持つ社会的な機能とかイデオロギー的な機能とか、その正統性に注目する国家論の今日的展開の成果の取り入れは拒否されていた。いわゆるネオ・マルクス主義の成果の取り入れに對する頑な拒否であった。

社会科学の到達水準を無視あるいは敵視し、学問の領域と切り離された地点に意識的に立っているこの社会科学辞典のシリーズ

であった。そこにおける語義解釈の変遷の起因が社会科学の領域に見出されることが無くても、それはむしろ当然であった。それだけではない。朝鮮戦争の発端の事実確認の例にみられたような国際情勢の変化への対応が語義変遷の起因とされるようなパターンとは違って、その起因を何処に見出したら良いかが不明確なパターンもあつた。たとえば、人民主権概念の国民主権概念との同義語化である。今回の『総合版』における〈国民主権（人民主権）〉という規定は、何よりも、これまでのマルクス主義の立場における憲法学と政治学の理解を突如として一八〇度転換させる新規定になっている。

『初版』『新版』『新編』の各版において、〈国民主権〉の規定は必ずしも一様ではなかったが、〈人民革命〉の視点からする国民概念の虚構性を指摘する点で、共通する内容となつていた。人民主権の実現への接点が可能になるとする評価が示される場合もあつたが、事実上は特権的支配層の権力を意味するとして、無条件で肯定するものではないとの理解を示すのが各版に共通する『国民主権』論であつた。それが『総合版』において、国民と人民が、そして国民主権と人民主権が、同義語とされたのである。さらに、国民主権は人民主権でもあるとする理解において、自由と民主主義にとって不可欠と位置付けられたのである。国民主権論の全面的な肯定への転換であつた。日本共産党が、戦前から主権在民の旗を掲げていたとする解釈で、同党が国民主権の一貫し

た主張者であり擁護者であったと強弁する論理が、国民主権と人民主権の同義語化の主な内容となっている。ここで、好むと好まないとに関わらず、日本共産党史との関係で国民主権と人民主権との関係を論じなければならなくなる。

結論から言えば、人民主権を主権在民として国民主権と同義語する理論作為は、運動史の歪曲にほかならなかった。戦前の日本問題に関するコミンテルン・テーゼにおいては、「三二年テーゼ」において明白であるが、労働同盟としての人民革命が唱えられる時、労働者農民のソビエト共和国の樹立が求められ、それが人民主権論となっていた。人民主権は、紛れもないプロレタリアート独裁の一形態であった。人民主権論において、国家機構としての議会は完全なる粉砕の対象とされていた。人民革命の政権形態としての人民主権は、主権在民とは言えても、議會制、政党制、国民代表制、に定着することの無い、従って、国民主権と同質と見るのは明らかに誤りのある権力形態であった。

第二次大戦後、国民主権の政治体制としての日本国憲法草案が国会で審議されることになり、当時の共産党は、新憲法草案への対案の発表を迫られた。新憲法草案の国会審議が開始されてから、ようやく発表された共産党の対案であった。その内容は、日本人民共和国を求めるものであり、主権は人民にあるとするものであった。『新版』の『人民共和国憲法草案』の説明によれば、日本共産党の憲法草案は人民民主主義体制としての日本人民共和国の

樹立を目指すものとなっていた。人民民主主義はプロレタリアート独裁の一形態であり、この場合も、人民主権の志向は、主権在民論であったと言えるかもしれないが、国民主権とは異質の権力形態の志向となっていたことが明らかである。

六〇年代発行の『初版』の『議會主義』は、改良主義的議會主義に革命的議會主義を対置させる見解をとっていた。七〇年代発行の『新版』において、革命的議會主義が払拭され、『人民的主義』が新たに登場する。『人民的主義』において、初めて、日本共産党の主権在民原理への徹底と国の最高機関としての国会重視の方針が明らかにされた。人民主権論の克服と主権在民論への回帰があつて国民主権論の肯定が成り立ったというのが、日本共産党の歴史的経験であり、その経過は、この辞典の『初版』以降の内容の変遷に記録されるものとなっている。それを、今回の『総合版』は、人民主権も国民主権も共に主権在民であると括弧に括る論理で『国民主権（人民主権）』と規定する立場を宣明したのである。これは、今日の社会運動の領域でなされる過去の社会運動の経過の歪曲と改ざん以外の何ものでもない。

七 産別会議の解散処置

版を重ねた辞典が多くの項目の内容を修正し、項目数についても削除し追加を行うことは当然と言えよう。ただし、その場合、修正や削除や追加の事情と経過が利用者にとって容易に理解出来

るものとなっていることが求められる。『総合版』の刊行の言葉は、激動の時代の中で飛躍的に前進した科学的社会主義の研究と実践の最新の成果を総合したとしている。しかし、どのような研究と実践に基づくものなのか不明な場合がこの辞書にはある。国民主権論がその例であったが、産別会議論もその一例となっている。

〈産別会議〉が解散したのは一九五八年であったが、解散原因として、『初版』と『新版』は、朝鮮戦争と結び付いたレッド・パージの打撃を特に挙げていた。それが『新編』になると、解説の同文部分から、朝鮮戦争と結び付いた、とする一語だけが抹消されている。そして、『新編』以降、産別会議の解散は日本の労働組合運動に大きな損失を与えた、とする評価が付け加えられている。『総合版』の〈全日本産業別労働組合会議（産別会議）〉においては、産別会議の解散原因に、徳田球一派による極左冒険主義による弱体化と、総評依存主義、フルシチョフの社民美化論、無原則的統一論、等の影響が挙げられるに至る。産別会議の解散原因に関するそのような把握は、どのような運動史研究の成果に基づくものであろうか。また、産別会議解散の歴史的事実に対して、解散すべきではなかったとする批判が加えられるのは、どのような立場からするものなのであろうか。運動史研究者の一人として、理解に苦しむところである。

産別会議の解体は、日本共産党の労働組合私物化の結果として

もたらされたのであり、そのことは日本共産党の自己批判として認められている事実であった。一九五六年に七年ぶりに開かれた産別会議の第六回大会で、日本共産党の代表は、産別会議が労働組合本来の姿を失ってしまった責任は、日本共産党にあると自己批判している。翌一九五七年の第七回大会においても、日本共産党の代表は、産別会議が小組織になってしまったのは日本共産党の指導の結果であったことを反省している。そして、一九五八年、かつて、組織労働者の四〇パーセント余を結集、一六三万人の大組織であった産別会議は、わずか一万人程度の組織となって解散した。いわば衰弱死した産別会議であったが、産別会議の臨終の枕頭にあつて、産別会議衰退の原因となった日本共産党のフラク活動について、日本共産党自身が自己批判していたのが事実経過であった。

主として占領体制下の労働運動であった産別会議であった。一九五〇年代に入ると共に大会さえ開けなくなっていた産別会議であった。その産別会議の解散を、日本共産党の五〇年問題で派生した一派の左翼偏向がもたらした日本の労働運動への打撃的行為であったとし、そこにはフルシチョフ的偏向の影響もあつたとする見解は、発信人不明のメッセージとしてしか、受け止めようのない新たな運動史の評価である。

一九八〇年代において、統一労組懇から全労連結成へ進む流れがあり、そこで階級的ナショナル・センターを志向する声がある

っていたことは確かである。しかし、産別会議の解散の誤りの今日的克服として統一労組懇の動きが展開されたとか、産別会議の伝統の復活継承として全労連が結成されたという経過は、少なくとも大衆運動レベルにおいてはなかつたはずである。産別会議における政党フラクの否定として民間運動があり、総評が生まれ、戦後労働運動史における総評の時代が四〇年以上も続いたというのが、歴史経過であった。産別会議は、議論や評価を越えたところで、歴史経過として解散していたのである。

今回の『総合版』には、もう一つ、無視出来ない内容の発信人不明のメッセージが含まれていた。それは、〈変節〉である。これまでの各版における〈転向〉は、今回の『総合版』において、突如、〈変節〉に変えられている。

『初版』以降の各版において、すでに、〈転向〉は支配階級の圧迫や誘惑によってなされた思想信条の変更による階級的裏切りであり、〈転向〉なる言葉は変節を奨励するための欺瞞的用語であるとすると、〈転向〉を〈変節〉とする理解が示されていた。それにもせよ、〈転向〉は、ある場合には括弧付きであったが、各版において見出し語であった。社会労働運動史研究の領域で、特に政治思想史の領域で、〈転向〉は一種の回心であって、それは方向転換と共に、運動史と運動者の成熟の契機を含む場合があるとする分析がなされていた。それだけに、転向問題は、重い内容の研究テーマとされて来た。社会科学辞典の各版における〈転

向〉の見出し語としての措定は、変節論的理解が、それなりに、重い内容の転向論との対応関係を自覚している姿勢の表示になっていた。変節論的理解の特異性の自覚がそこにあつたと見れよう。変節とは、そもそも党派的立場むきだしの評言であって、社会学の領域における概念として直ちに成立するものではなかつた。ところが、今回の『総合版』は、思想史・運動史の領域で重い研究テーマとなつている転向論を無視する形で、見出し語としての〈転向〉を削除し、〈変節〉を代置した。その背景には何があつたのであろうか。

八 まとめ

以上、『社会科学総合辞典』について、『初版』『新版』『新編』から今回の全面的改訂に至る二五年間の経過を含めて、幾つかの項目について分析と批判的検討を試みた。B5版八〇〇ページの大型本が収めた三〇〇〇項目の中のほんの一部分を検討した結果に過ぎないが、次の三点を「まとめ」として指摘出来るように思う。

(一) 新日本出版社発行の社会科学辞典シリーズは、一九六七年刊の『初版』から『新版』『新編』を経て一九九二年刊の『総合版』に至る二五年間に、マルクス・レーニン主義から科学的社会主義へとという原理水準における転換を見せている。この原理的転換は、まず何よりも、日本の社会主義運動が日本の社会におけ

る議会政治定着状況への対応を迫られた結果の反映であった。たとえば、議会主義ないしは議会制民主主義についての評価の微妙な変化の経過は、日本の社会主義運動が、プロレタリアート独裁権力を樹立するための人民革命方式では運動の発展を望むことが出来ないという経験を通じて認識するに至った経過の反映となっている。ここにあるのは、議会制社会主義に向かう運動転換の即目的ではあるが一つの模索の試みの反映であった。

(二) この社会科学辞典シリーズの二五年間の変遷は、他面においては、社会主義運動の世界史的展開過程における質的な転換構造への対応になっている。ソビエト権力形態の普遍性の否定は、今世紀初頭以降、展開され続けて来たロシア革命に対するヨーロッパのコミュニストによる批判的見解の継承であった。社会主義の指標としての「国有化」の「社会化」への転換は、これもまた、今世紀初頭以降、ヨーロッパ・モデルとして追究され続けて来た改革型社会主義志向の継承であった。そこには、大企業に対する民主的規制論のような国家社会主義体制崩壊の先取り対応を意味する先進国型労働運動の到達点を導入した新概念設定も含まれていた。ここにあるのは、即目的ではあるが議会制社会主義に向かう理論転換の反映であった。

(三) ある社会科学辞典のシリーズが、二五年間、改訂を重ねながら、それなりの理論体系の構築作業に取り組んで来た経過は、それだけで注目されてしかるべき実績となっている。確かに、こ

の新日本出版社の社会科学辞典シリーズは、マルクス・レーニン主義なり科学的社会主義なりをそのまま社会科学とする特異な立場を示して来た。しかし、その特異な立場においても、そこで分析対象とされる基礎概念の理解が、日本の社会の、あるいは世界の、現実の動きに触発されて変遷を重ねて来たのであれば、改訂作業がそれなりに一つの学問的な営為として意味を持つことになるのであった。

しかし、そうではなく、今回の《総合版》に見られたように、発信人不明のメッセージが、産別会議の「処置」に対する批判とか、「転向」現象把握の視点の「変節」なる極め付け言葉への切り替え要請として語義変遷過程に潜入させられるのであれば、この場合、社会科学辞典の社会科学性が疑わしいものとなる。それだけではない。そこにあるのは運動と理論の世界の恣意の世界への没入であり、そのような事態を放置する左翼知識人における批判的理性の喪失であるということになる。